

「農地集積バンク」をご存じですか？

～ 農地の貸し借りの新しい仕組みが始まっています ～

農地には、新鮮な農産物を生産する役割のほかに、豊かな自然環境や生態系を守り、国土を保全する役割もあります。

農地は作付けを行うことにより維持されますが、今、農村では、所有者による作付けが困難な農地を、どう守っていくかが課題となっています。

今回は、農地を貸したい方と借りた方とを仲介し、農地の有効活用をお手伝いする農地集積バンクについて紹介します。

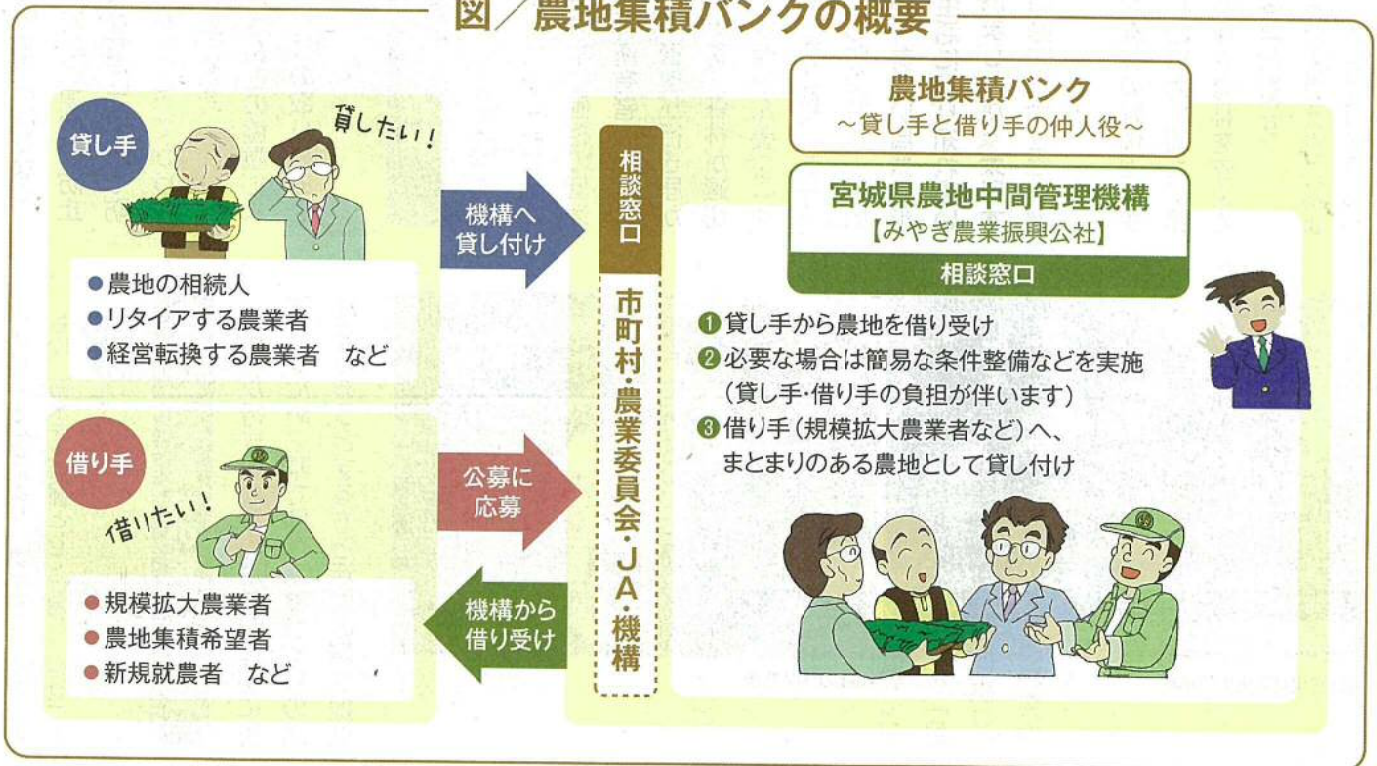
農地集積バンクの概要

農地集積バンクは、公的機関であるみやぎ農業振興公社が、「宮城県農地中間管理機構」（以下「機構」となり、市町村や農業委員会、農業協同組合などの協力により農地の貸し借りを仲介する取り組みです。

「高齢のため農業を辞める」、「農地を相続したが耕作できない」など、さまざまな理由により農地の貸し出しを希望する方から、機構が農地を借り受けます。そして、規模拡大や新たに農業を始めるために農地を借りたいと考えている方に、機構から農地を貸し出します(図)。

また、所有者が複数いる農地を機構が借り受け、まとまりのある農地として貸し出すことも可能です。

図 農地集積バンクの概要



農地集積バンク活用によるメリット

貸し手のメリット

- 公的機関(機構)が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。

借り手のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の所有者が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。

宮城県農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社) ☎022(275)9192

みやぎ農業振興公社 検索

県農業振興課 ☎022(211)2835

※各市町村・JAなどにおいても相談窓口を設置しておりますので、ご相談ください。